

全国健康保険協会長崎支部の加入事業所に対する
「健康経営」の普及推進事業への協力事業者 公募要領

1. 目的

全国健康保険協会長崎支部（以下、協会けんぽ長崎支部という。）が実施する「健康経営」宣言事業ならびに健康保険委員及び関連する事業（以下、本事業と総称する。）の普及推進に協力いただける事業者の公募について定めるものである。

※「健康経営®」とは、従業員の健康を会社の財産ととらえ、会社の成長のために、従業員の健康づくりに会社が積極的に取り組むこと。「健康経営®」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

2. 公募事業者数

特に定めなし

3. 公募期間

令和4年1月6日（木） ～ 令和4年1月21日（金）

4. 応募方法

（1）応募に必要な書類は、次の①～④のとおりとする。

①全国健康保険協会長崎支部の加入事業所に対する「健康経営」の普及推進事業への協力事業者 応募申込書（別紙1）

②会社概要および事業概要がわかるもの（任意様式）

③保険料納付にかかる申立書（別紙2）および直近1年間の社会保険料納付（厚生年金保険料・健康保険料）がわかるもの（領収書（写）、納付証明書等）

なお、健康保険組合加入の事業者の場合は健康保険料の納付証明は不要。ただし、健康保険組合加入の事業者であることがわかるものを提出（健康保険被保険者証（写）等）

④暴力団等排除にかかる誓約書（別紙3）

（2）応募期限 令和4年1月21日（金）17時15分 必着

（3）提出先

〒850-8537 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館8階
全国健康保険協会長崎支部 企画総務グループ

（4）応募書類は、郵送または持参により提出する。提出書類は返却しない。

5. 応募要件

次の要件の全てを満たす事業者であること。

- (1) 本事業への協力業務を無償で提供できること。
 - ・協会けんぽ長崎支部加入事業所への「健康経営」宣言事業及び関連事業の普及推進への協力・連携及び当該事業にかかるセミナー等開催への協力・連携
 - ・協会けんぽ長崎支部加入事業所への「健康経営」宣言事業の広報・勧奨
 - ・協会けんぽ長崎支部が実施する「健康保険委員」事業の広報・勧奨
 - ・協会けんぽ長崎支部が配信する「メールマガジン」の広報・勧奨
- (2) 本事業の協力事業者として選定後においても、「健康経営」宣言事業に付随した商品等の創設は行わないこと。
- (3) 健康経営アドバイザーや日本健康マスター検定、メンタルヘルスマネジメント検定等、健康経営や健康づくりに関する有資格者を配置するなど、本事業に関して十分な知識を有する体制が整備されており、現に健康経営推進に関する事業を行っていること。
- (4) 本事業を公平かつ効率的に実施するため、長崎県内を広範にカバーできる組織かつ人員体制を有する事業者であること。
- (5) 協会けんぽ長崎支部加入者の健康増進等、加入者及び事業主の利益の実現を目的とした公益性の高い取組みであることを十分に理解していること。
- (6) 協会けんぽ長崎支部が民間企業の営利に当たる活動を行ってはならないことを十分に理解していること。
- (7) 特定の業種において特定の企業が競争上有利とならないよう、協会けんぽ長崎支部が特定の企業以外と連携することに何ら意義を唱えないこと。
- (8) 協会けんぽ長崎支部が特定の企業の事業を推奨していると第三者が解するような活動を行わないこと。
- (9) 政治的、宗教的な内容を含む取組みではないこと。
- (10) 実施内容が社会秩序や公序良俗に反するものではないこと。
- (11) その他法令、規則等に違反するものではないこと。

6. 選考方法

長崎支部にて選定委員会を設置し、前述の応募要件を満たし、本事業に対して、非営利かつ公平、公正な取組みが期待され、協会けんぽ長崎支部加入者及び事業主の利益の実現に適切に寄与できる企業（団体）と認められる事業者を選考する。

7. 選考結果

選考結果は書面により通知する。

8. その他

具体的な本事業の普及推進にあたっては、別途、書面による覚書を締結する。

9. 問い合わせ先

全国健康保険協会長崎支部 企画総務グループ 山崎

〒850-8537

長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館8階

電話：095-829-6000（音声ガイダンス⑤）8：30～17：15（平日のみ）